

## 職務内容書（理事長）

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とし、国立競技場やハイパフォーマンスセンター等の施設、スポーツ振興投票（toto・BIG・WINNER）・スポーツ振興基金の財源等を通してスポーツの振興に関する様々な業務を行うとともに、学校の管理下における児童生徒等の災害共済給付等に関する業務を行っています。

今回の公募の対象である理事長は、センター（役職員約 400 名）を代表して、法人全体の運営業務を総理するとともに、我が国におけるスポーツの振興の中核的拠点としての使命をより一層効率的かつ効果的に推進することが求められます。

そのため、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を持ち、リーダーシップを発揮して中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

### 1. 機関名：独立行政法人日本スポーツ振興センター

#### （法人の業務概要）

当法人は、平成 15 年 10 月に設立された独立行政法人であり、文部科学省の政策等に基づき、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための各種の取組を実施している。

主な業務内容は以下のとおり。

#### （1）スポーツ施設の運営に関する業務

国立競技場等のスポーツ施設及び附属施設を運営し、又は利用してスポーツ振興のために行う業務。

#### （2）国際競技力向上のための研究・支援に関する業務

国立スポーツ科学センター（JISS）及びナショナルトレーニングセンター（NTC）において、スポーツ医・科学研究の推進及びその成果を踏まえた総合的な支援を行う業務。

#### （3）スポーツ振興投票（toto・BIG・WINNER）及びスポーツ振興のための助成に関する業務

スポーツ振興投票券の販売及びその収益、スポーツ振興基金の運用益等によるスポーツ振興のための助成の実施。

#### （4）スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするために必要な業務

スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する

る業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務。

(5) 災害共済給付に関する業務

学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）を行う業務。

(6) スポーツ及び学校安全等の普及に関する業務

日本のスポーツ情報機能の強化や児童生徒等の健康の保持増進に資するよう、スポーツ及び学校安全等に関する国内外における調査研究、資料の収集・提供を行う業務。

(7) 以上の業務に付帯する業務

2. ポスト：理事長1ポスト 1名

（任期：令和5年4月1日～令和10年3月31日※）

※ 独立行政法人通則法第二十一条第一項等の規定に基づき、任命の日から現に主務大臣が法人に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

センターの基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、以下の運営管理業務（役職員約400名）を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮減のための取組、関係機関との調整を行う。

具体的には以下のとおり。

ア センターの経営

文部科学大臣の認可を受けた中期計画及び文部科学大臣に届け出た年度計画に基づいてセンターが行う業務全体を総理する。その際、強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効率的な配分、国内外の社会の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに経営リスクの管理を行う。

イ 内部統制等

法人を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、センター運営点検会議を通じて、センターの経営や業務運営に関して外部有識者の意見を聴き、これをセンターの運営に反映させる。

また、役職員のコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るとともに、センターの業務運営に関する内部統制機能を適切に維持する。

ウ 外部関係機関との連携

国内外のスポーツ施設、政府諸機関、民間企業、地方公共団体等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

特に、スポーツ界において、2021年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のスポーツレガシーの継承・発展を図るとともに、ポストコロナの時代における新しい日常の中でスポーツの振興を図る取組を牽引するほか、以下の事項について取り組む。

・ 国立競技場等のスポーツ施設の積極的な利活用の在り方等の検討

- ・スポーツ振興投票（toto・BIG・WINNER）の更なる売上拡大及びニーズ等を把握した助成メニューの見直し

#### 4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、400人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・民間企業や国、外国政府等の関係諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

#### 5. 勤務条件

- （1）勤務形態：常勤
- （2）勤務地：法人本部（東京都港区北青山2-8-35）
- （3）勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- （4）給与：年収約1,800万円（税込）、通勤手当等
- （5）福利厚生：健康保険、厚生年金等
- （6）危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

#### 6. 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
  - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
  - ② 二次選考（面接審査）
  - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

#### 7. 応募方法

##### （1）応募書類等

- ① 履歴書
- ② 自己アピール文書
  - ・A4で2枚以内。2,000字程度。
  - ・自身が当該ポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営する能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんのであらかじめご了承ください。

##### （2）応募先

- ① 郵送で応募する場合

封書に「日本スポーツ振興センター 理事長 応募書類」と朱書きにて明記の上、以下に郵送願います。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係

② メールで応募する場合

以下の事項を記載し、上記（１）の応募書類等のデータを添付し、[jinjinin@mext.go.jp](mailto:jinjini@mext.go.jp) までメールにてお送りください。

<メール件名>：日本スポーツ振興センター 理事長 応募書類

<本文に記載する内容>：

- ・氏名（ふりがな）
- ・電話番号（携帯電話可）

(3) 応募期限

令和4年12月15日（木）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○独立行政法人通則法

（役員の欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）

（役員の欠格条項の特例）

第十二條 通則法第二十二條に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 通則法、この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三 センターに対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支

配力を有する者

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111(内線 : 2134)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: [http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/tsuusokuhou\\_bassui.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html)